

仕様書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和元年度香港におけるBtoCプロモーションに係る企画運営業務委託

2 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、香港でBtoC向けの東京のプロモーションを実施する。現地で訴求力の高いメディア等活用し、旅行地としての東京のプロモーションを行い、一般消費者の東京旅行意欲喚起を図り、東京への旅行者誘致促進を行う。

3 契約期間

契約締結日翌日から令和2年2月28日まで

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙1「東京のプランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本プロモーションの実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のプランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のプランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

【アイコン及びキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) アイコンの活用について

- ア 提案の中で制作物がある場合は、原則としてアイコンを使用したデザインを提案すること。
なお、アイコンデータ等は、指名通知時に、対象事業者へ別途支給する。
- イ 東京のプランディング戦略の観点から、アイコンを利用したすべての制作物について、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。

(3) イラストや写真等の素材について

提案の各制作物で使用するイラスト、写真等の素材について購入、作成、使用許可等に係る経費は全て見積りに含めること。なお、TCVBで管理している写真素材（オフィシャルウェブサイト GO TOKYO <http://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）については、自由に使用可能だが、それ以外についても積極的に提案し、活用すること。

5 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

ア. 東京及び現地での実施体制を明確化すること。なお、パートナー会社・現地雇用含め、体制管理を徹底すること。

イ. 現地の雇用やイベント、広告等実施に関する法令等を遵守すること。

ウ. 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、都度修正指示等に従うこと。

6 業務内容

一般消費者の東京旅行意欲喚起を図り、東京への旅行者誘致促進を行うために、効果的なメディア等、プロモーション案を提案し、TCVBの承認を得た後に実施すること。

(1) プロモーション案の策定に当たっては、市場分析を行い、明確なターゲット設定によるメディア等の選定やプロモーション内容の検討を行うこと。

(2) プロモーションは、令和元年9月以降に実施、年末年始にかけての旅行意欲想起を図るものとする。案時には、具体的なスケジュール等を含めて提案すること。

(3) 実施後はプロモーションの内容に応じて報告書を提出すること。

(4) プロモーションの効果測定を行うこと。

実施するプロモーションの訴求力が高くかつ効果的であることを示す複数の定量的指標を提案し、高価格を実施すること。また、実施後の定量数値※についても報告書に含めること。

※定量数値の例

- ・イベント：来場者アンケート等
- ・広告：リーチ数、PV数、UU数、シェア数、エンゲージメント率、発行部数、広告換算額 その他
- ・旅行事業者等との共同キャンペーン：問い合わせ件数、予約数、広告換算額等

7 留意事項

受託者は本委託実施にあたって、以下の点に留意すること。

(1) 現地の広告実施、雇用やイベント等に関する法令等を遵守すること

(2) 提案していた計画の一部、または全部が実施不可能になった場合は代替案を提案、実施すること。代替案についても上記条件を満たすものとすること。

8 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。提出物の形式等については、下記のとおりとすること。

(1) 委託完了届又は委託（一部）完了届

別紙 2 を参照のこと。

(2) 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー

※目次、体裁等は TCVB と協議の上決定する。

※効果測定結果等を含む。エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

(3) 制作物デザインデータ

プロモーションの内容に応じて、pdf データ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）で納品すること。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

（1）本件委託においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

（2）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）等は、全て TCVB に帰属する。

（3）本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合がある。但し、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

（4）本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

（5）その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10 委託事項の遵守・守秘義務

（1）受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

（2）受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。但し、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

1.2 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、都の保有する個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1.3 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。